

京都大学における全学の図書館機能に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>京都大学における全学の図書館機能に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>京都大学（以下「本学」という。）における全学の図書館機能（以下「全学図書館機能」という。）</u>に関し、必要な事項について定める。</p> <p><u>(全学図書館機能の目的)</u></p> <p>第2条 <u>本学における全学図書館機能は、附属図書館及び部局の図書館又は図書室若しくは資料室（以下「部局図書館等」という。）が連携して、本学における図書、学術情報データベース、施設その他の図書館資源を合理的かつ効果的に収集、運用又は整備し、及び学外の学術情報資源の効率的な利用サービスの提供体制を整備することにより、本学学生の学習上の情報の活用及び研究者等の高度な学術情報の活用を促進することを目的とする。</u></p> <p><u>(全学図書館機能の整備方針)</u></p> <p>第3条 <u>全学図書館機能は、各部局図書館等の独自性を維持しつつ、附属図書館及び部局図書館等の間において、総合的かつ合理的な調整を経た方策に基づき、整備する。</u></p> <p><u>(全学図書館機能の枠組)</u></p> <p>第4条 <u>本学は、前条の整備方針に則り、第2条に定める全学図書館機能の目的を達成するため、京都大学図書館機構（以下「機構」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 機構は、ネットワーク型の全学組織として、前条に定める方策に基づく、第2条の収集等に関し必要な事項を行うとともに、附属図書館及び部局図書館等の間における連携その他に関して必要な調整を行う。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、機構は、図書室その</u></p>	<p><u>京都大学図書館機構規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条の6第2項の規定に基づき、京都大学図書館機構（以下「機構」という。）</u>に関し必要な事項について定める。</p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第2条 <u>機構は、附属図書館及び部局図書館等（部局の図書館又は図書室等をいう。以下同じ。）が連携して、本学の図書館資源（図書、学術情報データベース、施設その他の図書館資源をいう。以下同じ。）の合理的かつ効果的な収集、運用及び整備並びに学外の学術情報資源の効率的な利用サービスの提供体制を整備することを目的として、これを各部局図書館等の独自性を維持しつつ、附属図書館及び部局図書館等の間において総合的かつ合理的な調整を経た方策に基づいて達成するためのネットワーク型の全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 本学の図書館資源の収集、運用及び整備並びに学外の学術情報資源の利用サービスの提供体制の整備に関し必要な事項</u></p> <p><u>(2) 附属図書館及び部局図書館等の間における連携その他に関し必要な調整</u></p> <p><u>(3) 図書室その他図書に係る組織を有しない部局に対する支援</u></p> <p><u>2 附属図書館は、部局図書館等と協力し、前項に定める業務の実施に当たる。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>他図書に係る組織を有しない部局に対する支援を行うとともに、当該支援及び第5項に定める情報環境機構による支援に関して必要な調整を行う。</u></p> <p>4 <u>附属図書館は、部局図書館等と協力し、前2項に定める業務の実施に当たる。</u></p> <p>5 <u>情報環境機構は、図書館機能に係る情報技術に関する支援を行う。</u> (機構長)</p> <p>第5条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任教授のうちから第14条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総長が指名する。 3 機構長は附属図書館長を兼ねる。 4 機構長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。 5 機構長は再任されることがある。 6 機構長は、機構の所務を掌理する。 (副機構長)</p> <p>第6条 (略) (図書館協議会)</p> <p>第7条 機構に、次の各号に掲げる事項について審議するため、京都大学図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (1) 機構の組織及び運営に関すること。 (2) <u>第3条に定める方策及びそれに基づいて行う第2条の図書館資源の収集等についての企画及び運営に関すること。</u> (3) 附属図書館及び部局図書館等の間における連携及び調整に関すること。 (4) <u>図書館機能に係る情報技術について、情報環境機構との連携及び調整に関すること。</u></p> <p>第8条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 1名 (2) 機構長 (3) 副機構長 (4) 附属図書館宇治分館長 (5) 各研究科の長又は教授 各1名 (6) 各研究所の長又は教授 各1名 (7) センター（学術情報メディアセンターを除く。）の長又は教授 若干名 (8) 情報環境機構長又は学術情報メディアセンターの教授 1名 (9) 高等教育研究開発推進機構長又は副機構長 1名 (10) 附属図書館事務部長 (11) その他総長が必要と認める本学の専任教員</p>	<p>(機構長)</p> <p>第3条 (同 左) 2 機構長は、本学の専任教授のうちから第12条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総長が指名する。 3 機構長は、<u>附属図書館長を兼ねる。</u> 4 (同 左)</p> <p>5 機構長は、<u>再任されることがある。</u> 6 } (副機構長) 第4条 } (図書館協議会) 第5条 } (同 左) (1) (2) <u>第2条第1項第1号に定める業務についての企画及び調整に関すること。</u> (3) (同 左) (4) <u>情報環境機構との連携及び協力に関し必要なこと。</u></p> <p>第6条 } (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) } (同 左) (8) (9) (10) (11)</p>

改正前	改正後
<p>若干名</p> <p>2 前項第5号から第9号まで及び第11号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、<u>第5号から第9号までの協議員（第7号にあつては総長が指名するセンターの協議員）</u>は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき行うものとする。</p> <p>3 第1項第5号から第8号までの協議員の任期は2年、第11号の協議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>第9条</u> <u>第10条</u> <u>第11条</u> } (略)</p> <p>(幹事会)</p> <p><u>第12条</u> 協議会に、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、協議会の運営上の調整を行うとともに、機構長を補佐して、<u>第7条第1項各号</u>に定める事項の実施に必要な措置を執る。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(特別委員会)</p> <p><u>第13条</u> 専門の事項を審議するため必要があるときは、協議会に特別委員会を置くことができる。</p> <p>2 特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定める。</p> <p><u>第14条</u> <u>第15条</u> <u>第16条</u> <u>第17条</u> <u>第18条</u> <u>第19条</u> } (略)</p>	<p>(同左)</p> <p>2 前項第5号から第9号まで及び第11号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、<u>第5号、第6号、第8号及び第9号の協議員</u>は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき行うものとする。</p> <p>3 } (同左)</p> <p><u>第7条</u> <u>第8条</u> <u>第9条</u> } (幹事会)</p> <p><u>第10条</u> 協議会に、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、協議会の運営上の調整を行うとともに、機構長を補佐して、<u>第5条各号</u>に定める事項の実施に必要な措置を執る。</p> <p>3～4 (同左)</p> <p>(特別委員会)</p> <p><u>第11条</u> (同左)</p> <p>2 特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>協議会</u>が定める。</p> <p><u>第12条</u> <u>第13条</u> <u>第14条</u> <u>第15条</u> <u>第16条</u> <u>第17条</u> } (同左)</p> <p>附 則 この規程は、平成23年10月25日から施行する。</p>